

会 議 録

会議の名称	令和5年度 第1回 飯塚市自然環境保全対策審議会
開催日時	令和5年4月14日（金）
出席委員	馬奈木委員、河委員、平嶋委員、菅野委員、高倉委員、荒川委員
欠席委員	なし
会議内容	<p>【事務局】 ～開会の挨拶～</p> <p>【議長】 それでは、報告案件の1番「飯塚市自然環境保全条例に基づく届出の経過について」、事務局の報告をお願いします。</p> <p>【事務局】 お手元の資料1をお願いいたします。 前回の審議会でお話ししておりました、上里建設株式会社の経過についてであり、前回の審議会開催日が閲覧期間最終日でしたが、その後、3月15日までの意見書受付期間で意見書の提出はございませんでした。 先日、現地確認を行ったところ、伐採は既に完了しており、土地造成に着手しているところでございまして、計画では、7月上旬を目途にパネル設置までが完了し、8月から売電開始予定となっております。 以上、簡単ではありますが報告を終わります。</p> <p>【議長】 ありがとうございます。今のところ問題ないようでございます。質問等ございますか。</p> <p>【委員】 大丈夫です。</p> <p>【議長】 それでは、次に、報告案件の2番「野見山産業株式会社における土砂埋立て事業について」、事務局の報告をお願いします。</p> <p>【事務局】 資料の2をお願いいたします。 まず、前回（2月28日）の審議会の中で、2月中旬から丁張及び予備プ</p>

ールの設置に着手したというところまで、ご説明いたしました。

その後の経過についてですが、現在、丁張及び予備プールの設置作業が進められておりますが、設置作業を速やかに完了させるよう県から指導が行われております。

また、令和5年3月22日に浦田区側地元関係者が事業地内に立ち入り、現地を確認しながら、事業者並びに県職員・市職員立会いのもと、県職員による作業状況などの説明がありました。

翌23日には、嘉穂区自治会関係者と県との協議が行われ、県より浦田区側の作業状況についての説明があり、その協議には環境整備課職員も同席しております。

今後も県との情報共有を図るとともに、引き続き、事業者に対し作業の迅速化などについて指導していただくよう、許可権者である県に申し入れていきたいと考えております。

以上、簡単ではありますが報告を終わります。

【議長】

これは、設置作業に着手されている状況ですか。

【事務局】

着手しています。

【議長】

梅雨前には何とかかなりそうですか。

【事務局】

県の方から、梅雨時期前に完了するように強い指導を行って頂いているところです。

【議長】

ご意見なりご質問なりございますか。

【委員】

持ち出しに関する命令は行われていますか。

【事務局】

搬出命令は出ていませんが、土砂が事業地内へ計画以上に搬入されているため、計画量まで搬出するよう指導は行われています。

【委員】

搬出する土量はどのくらいですか。

【事務局】

計画では20,000 m³のところへ倍以上搬入しているため、計画内土量までの持ち出しとなるとかなりの台数になると思われます。

【委員】

倍入れたということは、また搬出しなければなりません。通学路付近で余計な危険性があるため、厳しく対処した方がいいかと思います。

工事が遅れているということで、大問題だとは思いますが、どの程度遅れていて、このペースで行くと何月に終わるものなのか教えて頂きたいです。

【事務局】

搬出の際の安全性に関して、それが担保されるまでは毎日欠かさずに現地に行くようにしています。

スケジュールについて、措置命令が出され、そこからさらに時間がかかっている状況です。最終期限について、どこかの時点で判断する必要があると福岡県へ投げかけてはいます。市としては、5月末までを目途にと訴えており、県としても指導を強化している状況です。

【委員】

代執行となった場合、間に合うか心配しています。5月末まで待ったうえで代執行した場合、梅雨時期までに終わるでしょうか。

【事務局】

事業者に対応させることが基本です。これは県も同じ考えです。ただ、気候変動等で考えられない大雨が降ることもあり得る。全ての土砂をきれいにするまでにはかなりの時間がかかるとは思われますが、安全性の担保を最優先するのであれば違う作業のやり方になると思われます。

【委員】

県が許認可していますが、認可を取り消すことはあり得ますか。

【事務局】

基本的には事業者がやるべきことであり、認可を取り消した場合、行政代執行の際の費用の賠償責任のみになってくると思われます。まずは事業者にやるべきことをやってもらうという大原則の中で県も動いていると思

われます。

【議長】

私も同意見です。まずは業者に責任を取ってもらう。一番効果がありそうなのは刑事罰であり、住民の方が告発することは可能だと思われます。県の命令違反ではなくて、今不法投棄があるという前提に立てば問題にできるのではないかと思います。県の代執行となると、税金をつかってやるという話になるので、ある意味では業者は喜んで逃げていくこととなります。いずれにしろ、6月の梅雨時期までにとということなので、宜しく願います。

次に、報告案件の3番「議員提出議案「飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」について」、事務局の報告をお願いします。

【事務局】

資料の3をお願いいたします。

この件につきましては、令和4年3月18日に市議会議員8名により提出された議案であり、常任委員会に付託された後に、継続審査となっていたことをご報告しておりました。

その後、令和5年3月9日に開催された常任委員会で「継続審査」となり、3月17日の2月議会定例会最終日においても諮られ、同じく「継続審査」と決定されました。

以上、簡単ではありますが報告を終わります。

【議長】

自然環境保全条例は、様々な事情を全部ひっくるめて、全部を網羅するつもりで作っています。問題は、それを太陽光発電に特化した問題とするのであれば、自然環境全般の保全条例で議論できない太陽光発電に特化した問題点があるのかという点です。

これまで、太陽光発電の発電そのものが問題になっているかという点、それはないように理解しています。今度の条例を見ても、太陽光発電がもたらす被害ではなくて、端的に言うと木を切って山にしてというそのやり方が問題で、それを何とかして止めたいというものです。であれば、自然環境保全条例がまさにそれを問題にしているわけです。

さらに、自然環境保全条例に十分に機能していない面があるということであれば、どこを変更すれば機能するようになるのか。あるいは、言葉を変えると、提案されている太陽光条例が機能するようになっているという説明をして頂かないと、わざわざ今ある条例と別に条例を作る意味が理解できないなと個人的には考えます。

おそらく、提案された方は、白旗山のような太陽光をこの条例で止める

ことができるとお考えだと思います。私には、提案された条例で止めることができ、自然環境保全条例では止めることができないという、その差がどこにあるのかわかりません。私個人としては、今度の太陽光条例でも止めることはできないのではと思っています。仮に止めることができた場合、裁判沙汰になる可能性があると思います。その違いが明瞭に出ていないと思います。提案されている皆様方がそこを意識されていないのではないかと思います。つまり、自然環境保全条例のどこが悪いから許してしまった、今度の条例案はそれを止めることができるようになっていて、その違いをよく理解していただいている。他で止めることができるという条例があるから、それを作ろうと。

私も神戸の条例を見せて頂きました。神戸の条例は良くできていると思います。私に言わせると、それは神戸の地域性です。神戸の地域性を生かして止めることはできる。それを飯塚に持ってきたとしてもできないと率直にそう思っています。これは個人的な意見です。この審議会としては、不十分なものがあって、止められるものも止められないということであれば、その点は考えないといけないと思います。新しい条例を作る前に、今ある条例をちゃんと適用できるようにしようということは当然大事な問題だと思うので。そのあたりの議論を本当は議会ですべて頂けるとありがたいなという私の意見です。

要するに、今の自然環境保全条例と新しい条例とどこが違うから、こちらでは止められない、新しい条例なら止められるということになるのか。その違いがはっきり出てくるともう少し議論が分かりやすくなると思います。そこがあいまいなままで、よく理解されていないままで議論が行われているような気がしています。個人的な意見が入っていますが。審議会の立場としては、もし本当に白旗山で止めるべきなのに止めることができなかったということであれば、新しい条例ではなくて、今ある条例の運用の仕方の問題として、真剣に議論すべきだろうと思います。

【委員】

自然環境保全条例の1条を見ると、止めることができたのではないかと思います。なぜ1条があるのに、何もできなかったのかと疑問があります。自然環境保全条例が太陽光も含めたところで規制をかけることができることは理解しましたが、これがあるのになぜ止めることができなかったのかという疑問が残る。

【委員】

今おっしゃられた通り、その通りだなと感じました。自然環境保全条例と太陽光条例案のどこが違うのかわからないと言われたら、その通り。ただ、今これだけ太陽光発電が増えている中、白旗山の例もあり、これ以

上不安な思いをする住民を増やしたくない。目に見える不安があるので、住民の不安を和らげるために太陽光条例案が作られたと思います。ちゃんとした理論ではないが、その気持ちは理解して頂きたい。

【議長】

これも個人的な意見になるかもしれませんが、発想が根本から違うというといってもいいかもしれません。違いがどこにあるのかという私の理解とは。自然環境保全条例は、市がやる条例ではない。住民が自分で頑張る条例です。住民が自分で頑張るときに市は協力しなさいという発想です。住民が自分で頑張るといのは、業者と議論し、意見書を出して、問題点がここにあるということを住民側が言う。それに対して、業者側に答えさせる。答えさせる手続きは市が頑張って答えさせる。それに対して、住民がその答えはおかしいじゃないかと、つまり、反論するのは住民側です。問題提起も住民側です。その場を確保しようという条例です。太陽光条例の発想は、市長が頑張って止めろという風に私の目には見えます。住民が頑張れる場を作るのではなくて、市が頑張れ、市が許可権をもって止めろという風に私は読んでしまいます。それをやると裁判で大騒ぎになって、負けるでしょう。

だから、白旗山でも、住民の方の不安がこれだけあるということが、単なる不安ではなく、ここが問題で、ここをこうやれば被害を受けないのに、それをやらないために被害が起きそうになっているということであれば、問題提起を住民側がやらないと、不安だから市がどうにかしてくれと言ってもどうしようもないのではないですか。具体的にここが問題だという指摘が住民側から出たのでしょうか。それが今からでも出るのであれば、説明会も工事も終わっていますが、それがもっともな論点であれば、この審議会としても、業者の方に、ここについてはぜひ回答していただきたいと言えらと思います。要するに、誰が問題を明らかにしていくのか、その発想が根本的に違うのではないかと。市が頑張れという発想だと、それは無理ではないですか。

この太陽光条例で、市が頑張れと言って、市長が頑張ったら多分問題になると思う。神戸の条例で私がうまくまとめているというのは、特殊な地域の状況で許可しないということ。神戸の地域の状況に合わせて許可しないということができる条例、これが優れた点だと思います。大阪の方は、その点がわかりにくい条例だという私の理解です。言っている意味はお判りいただけますか。

言ってしまうえば、今の議論はすべて許可しないという議論です。白旗山に関して。ここが問題だから許可しませんというのであれば、今の条例で十分です。ここが問題ですと住民の皆さんが指摘できるのであれば。今からでも問題にしてもいいと私は思っています。それを言わずに、ただ不安

だから、壊れそうだからという一般論ではだめだと思います。ここは現に壊れそう、あるいは地域の特性上から言うと壊れる、だからこの地域全体が絶対に駄目だという地域を市長が作る、それは議論が成り立つと思います。その地域が危ないということができれば。こういった議論がよくされないまま、今まで来ているのではないかと思います。市長が不許可にしたらいという風になりかねない議論のように思うので。

【委員】

市が許可をするということになった場合、本当に事務ができるのか。議員が作ったからやりなさいとなった場合に、やれるかどうかというのは一番大きな問題ではないかと思います。条例を運用するのは行政ですから。

それから、法律との関係、上位法でいいのに条例で事業がストップされた場合、訴訟の問題が出てきたらと考えたら、色んな部分を考えておかなければいけないと思います。

自然環境保全条例に不足している部分に、新しく考えられている条例を組み込んでやれば、少しは良くなるのではないかと、そこも考慮した方がいいのかなと感じています。

【議長】

先程、事務局の方でご説明になっていましたが、今、審議されている中身は、熱海の土砂崩れの問題で、開発については規制を厳しくしようというものですよね。だから、法律自体が今よりは厳しい中身になると思います。そうすると、県が行っている開発行爲に対する許認可も少しは厳しくなるだろうという、その変化も一つは見た方がいいと思います。それから、いわゆる太陽光発電だけではない他の発電事業も含めたエネルギー問題に対する考え方も国が整備しようとしているので、そのあたりも見ながら。

【事務局】

先程申し上げた熱海の事故を受けて、盛土規制法が5月26日から施行されます。昨年5月27日に交付はされていますが。実際に動き始めるのは5月26日から。その中に、切り盛りを伴う太陽光発電設備設置事業も含まれます。今回の議員提出議案についてもそうですが、白旗山についても議会で7~8年続いています。私どもとしても、今回の件は、議員から提出されたということと、住民の方々の不安を鑑みれば、真摯に受け止めるべきだと考えております。附属機関になります審議会での議論も含めて、今ある自然環境保全条例のこの部分に付け加えるのか、新たに作るのか、そういったものを一体的に、ご意見を賜りながら、また議会の方でも、市民の代表である議員と建設的な議論が行われるような問題提起は、執行部として

	<p>やっしていこうかと考えています。今後、そういった議題で皆様方のご意見を賜る機会がある際は、忌憚のない意見を頂戴できればと思っております。</p> <p>【議長】 ありがとうございます。 ということで、よろしいでしょうか。</p> <p>【委員】 意見なし。</p> <p>【議長】 以上で本日の議題は全て終了しましたので、事務局にお返しします。</p> <p>【事務局】 ～閉会の挨拶～</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>会 議 資 料</p>	
<p>公開・非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 公開 2 一部公開 3 非公開</p> <p>(傍聴者 4 人)</p>
<p>そ の 他</p>	